

熊本市移住者及び転居者向け中古住宅購入補助金交付要綱

制定 令和2年3月27日熊本市長決裁
改正 令和2年5月29日住宅政策課長決裁
令和4年3月1日住宅政策課長決裁
令和4年6月3日住宅政策課長決裁
令和5年3月29日住宅政策課長決裁
令和6年3月29日熊本市長決裁
令和7年3月28日住宅政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県外からの移住者による定住のための市内の中古住宅購入を促進し、空き家の発生抑制及び定住人口の増加を図ることに加え、熊本市内の居住誘導区域以外の区域の居住者の転居を促進し多核連携都市の推進を図るため、熊本市移住者及び転居者向け中古住宅購入補助金（以下、「補助金」という。）を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要綱に基づく事業をいう。
- (2) 申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業の実施者で補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (4) 住宅 自己の居住の用に供する一戸建ての住宅又は長屋建て住宅の一住戸若しくは共同住宅の一住戸（店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。以下、「併用住宅」という。）を含む。）であり、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室及び玄関を有するものをいう。
- (5) 中古住宅 次に掲げる要件の全てを満たす住宅をいう。
 - ア 建設工事完了の日から起算して2年を超えているもの
 - イ 過去に人の居住の用に供したことがあるもの
- (6) 居住誘導区域 一定のエリアに人口密度を維持する区域として熊本市立地適正化計画において定められた区域をいう。
- (7) 災害リスクが高い区域 次に掲げる区域のいずれかに該当する区域をいう。
 - ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
 - イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
 - ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- (8) 定住 本市において、長期にわたり居住する意思をもって住宅を取得し、当該住宅の所在地を住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所生活をの本拠とすることをいう。
- (9) 転入 熊本市外から新たに熊本市内に住所を異動することをいう。
- (10) 転居 熊本市内において住所を異動することをいう。
- (11) 休日 熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日をいう。
- (12) 子育て世帯 補助金の交付申請をする年度の4月1日時点において18歳未満の子どもを含む世帯をいう。

- (13) 若者夫婦世帯 補助金の交付申請をする年度の4月1日時点において、一方が39歳以下である夫婦を含む世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助金の交付申請時において、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - ア 1年以上継続して県外に在住している者又は本市に転入後3年以内の者で転入の直前に1年以上継続して県外に居住していたものであること。
 - イ 1年以上継続して本市の居住誘導区域以外の区域に居住している者で居住誘導区域内の中古住宅の購入を希望するものであり、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 子育て世帯を構成する者であること。
 - (イ) 若者夫婦世帯を構成する者であること。
- (2) 購入する中古住宅への転入又は転居後2年以上継続して、当該住宅を生活の本拠として居住する意思を有していること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
- (5) その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が行う中古住宅の購入（契約書を交わさない売買、贈与又は相続によるものを除く。）であって、次の各号の全ての要件を満たすこととする。ただし、補助金の趣旨を勘案し、市長が特に認めるものは、この限りでない。

- (1) 補助金の交付を決定する前に中古住宅の売買契約を締結していないこと。
- (2) 中古住宅の売買は、3親等以内の親族間におけるものでないこと。
- (3) 購入する中古住宅は、本市に存するものであること。
- (4) 購入する中古住宅は、災害リスクが高い区域に存するものでないこと。
- (5) 購入する中古住宅は、自己居住のために購入するものであること。
- (6) 購入する中古住宅の所有権を全て取得すること。
- (7) 補助対象者が購入する中古住宅へ転入または転居し、かつ、転入または転居後2年以上継続して当該住宅を生活の本拠として居住すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の交付の対象となる経費は、中古住宅における建物の購入費（土地の購入費を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の2分の1の額とし、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号のいずれかに定める額を限度とする。

- (1) 第3条第1号アを満たす者で居住誘導区域に存する中古住宅を購入するもの 50万円
- (2) 第3条第1号アを満たす者で居住誘導区域以外の区域に存する中古住宅を購入するもの 30万円
- (3) 第3条第1号イを満たす者で居住誘導区域に存する中古住宅を購入するもの 30万円

2 前項の額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に以下に定める書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。ただし、同一世帯に属するものが補助金を複数回申請することはできない。

- (1) 中古住宅購入に要する経費がわかる書類（見積書の写し等）
- (2) 中古住宅の位置図（付近見取図）
- (3) 中古住宅の各階平面図（長屋建て住宅又は共同住宅の場合は専有部分のもの。）
- (4) 併用住宅とする場合にあっては、中古住宅の求積図及び求積表（住宅部分と住宅以外の部分が分かるもの。）

- (5) 中古住宅の外観写真（周囲の状況の分かるもの）
- (6) 第3条第1号に掲げる事項を確認できるもの（住民票の写し等。複写も可とする。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

（交付決定等）

第8条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を予算の範囲内で決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定は、交付申請書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した交付申込書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定する。

（契約締結並びに事業着手）

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

（変更申請）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、変更契約を締結する前に市長に提出するとともに、その承認を得なければならないこととする。

- (1) 変更の内容がわかる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により補助事業者に通知することとする。この場合において、承認にあたり必要と認めるときは、必要な条件を付することができることとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第5号）により市長に届け出なければならないこととする。

2 前項の規定による届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができることとする。

（補助事業の遂行）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならないこととする。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、市長の要請があったときは、速やかに市長に報告しなければならないこととする。

（完了実績報告及び補助金の請求）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の交付決定を受けた年度の2月末日（休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに速やかに完了実績報告書兼補助金交付請求書（様式第6号）に以下に定める書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。ただし、本文に示す日までに完了実績報告及び補助金の請求を行うことができないことにつき市長が特に認めるものは、この限りでない。

- (1) 中古住宅の売買契約書を複写したもの
- (2) 中古住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物）。長屋建て住宅又は共同住宅の場合は専有部分のもの。複写も可とする。）
- (3) 住民票の写し（中古住宅の所在地へ住所を異動した後のもの。複写も可とする。ただし、完了実績報告書兼補助金交付請求書で住民基本台帳を閲覧することに同意した場合は要しない。）

(4) 補助事業に係る費用の支払いが確認できる書類（領収書を複写したもの等）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができることとする。

（補助金の額の確定及び交付）

第15条 前条の規定による報告及び請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知することとする。

2 前項による通知の後、速やかに補助金を交付することとする。

（交付決定の取消し）

第16条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。前条の規定による額の確定を行った後においても同様とする。

(1) 虚偽その他の不正の行為により第8条の規定による交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 第11条第2項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知することとする。

（補助金の返還）

第17条 前条第2項の規定による通知の前に、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めてその返還を命ずることができることとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、市長が認めた場合はこの限りでない。

（補助金の経理）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこととする。

2 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、前項の書類を提示することとする。

（完了後の報告等）

第19条 補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る中古住宅及び補助事業者について調査し、又は補助事業者に対して報告を求めることができることとする。

（雑則）

第20条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年（2020年）7月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年（2022年）6月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和10年（2028年）3月31日限り、その効力を失う。

(様式)

- 様式第 1 号 補助金交付申請書
- 様式第 2 号 補助金交付（不交付）決定通知書
- 様式第 3 号 補助金交付変更承認申請書
- 様式第 4 号 補助金交付決定変更承認（不承認）通知書
- 様式第 5 号 補助事業中止（廃止）届
- 様式第 6 号 完了実績報告書
- 様式第 7 号 補助金額確定通知書
- 様式第 8 号 補助金交付決定取消通知書
- 様式第 9 号 補助金返還命令書

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

氏 名

電話番号

補助金交付申請書

熊本市移住者及び転居者向け中古住宅購入補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

申請区分	第3条第1号	☐ ア	☐ イ(ア)	☐ イ(イ)
対象となる中古住宅の 所在地（地番）	熊本市 区			
対象となる中古住宅の 所在地（住居表示）	熊本市 区			
居住誘導区域	☐ 区域内		☐ 区域外	
災害リスクが高い区域	☐ 該当あり		☐ 該当なし	
用途	☐ 専用住宅		☐ 併用住宅	
延べ床面積 (併用住宅の場合のみ記入)			住宅部分	m ²
住宅以外の部分			m ²	
売買契約予定年月日	年 月 日			
完了（転入・転居）予定年月日	年 月 日			
建物の購入費 (土地の購入費を除く)	円			
補助金申請額	円			

1 購入する中古住宅について

☐ 購入する中古住宅は建設後2年以上経過し過去に人が住んだことがあり、また3親等以内の親族間における売買ではありません。

2 居住について

☐ 私は、購入する中古住宅への転入又は転居後2年以上継続して当該住宅を生活の本拠として居住することに同意します。

3 市税の滞納がないことについて

☐ 私は、市税について滞納がないことを誓約します。また、当該事実の確認のため、熊本市納税課へ照会することについて、同意します。

4 暴力団の排除について

- ☐ 私は、世帯全員が、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいづれにも該当していないこと、及び完了実績報告時における世帯全員がこれらに該当しないことを誓約します。また、当該事実の確認のため、熊本県警本部へ照会することについて、同意します。

5 その他

- ☐ 1から4の項目について、これらに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還命令を受けても異議を申し立てないことを誓約します。

6 添付書類

- (1) 中古住宅購入に要する経費がわかる書類（見積書の写し等）
- (2) 中古住宅の位置図（付近見取図）
- (3) 中古住宅の各階平面図（長屋建て住宅又は共同住宅の場合は専有部分のもの。）
- (4) 併用住宅とする場合にあっては、中古住宅の求積図及び求積表(住宅部分と住宅以外の部分に分かるもの。)
- (5) 中古住宅の外観写真（周囲の状況の分かるもの）
- (6) 第3条第1号に掲げる事項を確認できるもの（住民票の写し等。複写も可とする。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった熊本市移住者及び転居者向け中古住宅購入補助金について、同補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付（不交付と）決定をしたので通知します。

記

- 1 対象となる中古住宅
の所在地(地番) 熊本市 区
- 2 交付決定額
金 円
- 3 完了期限 年 月 日
- 4 交付の条件は、次のとおりとします。
 - (1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が完了したときは、速やかに市長に対し所定の完了実績報告を行うこと。
 - (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
 - (6) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
 - (7) 補助金交付決定通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手すること。
- 5 不交付の場合、その理由
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不適当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還を請求します。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがあります。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがあります。

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

氏 名

電話番号

補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった熊本市移住者及び転居者向け中古住宅購入補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 対象となる中古住宅
の所在地(地番) 熊本市 区

- 2 変更する内容（下記の○印をつけている項目が該当）

	補助金額	既交付決定額	円
		変更交付申請額	円
	完了期限	交付決定通知に付された完了期限	年 月 日
		変更申請完了期限	年 月 日
	その他		
【変更理由】			

- 3 添付書類
- (1) 変更の内容がわかる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金交付決定変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更交付承認申請のあった熊本市移住者及び転居者向け中古住宅購入補助金について、同補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり承認（不承認と）したので通知します。

記

1 対象となる中古住宅
の所在地(地番) 熊本市 区

2 変更する内容（下記の○印をつけている項目が該当）

	補助金額	既交付決定額	円
		変更交付申請額	円
	完了期限	交付決定通知に付された完了期限	年 月 日
		変更完了期限※	年 月 日
	その他		

（ ※変更完了期限
翌年度にわたり予算の繰越明許承認がなされるまでは、年 月 日を変更後の完了期限と
みなし、申請のあった変更完了期限までの延長は、予算の繰越明許承認後に別途通知する。 ）

- 2 交付条件
- 3 不承認の場合、その理由
- 4 熊本市移住者向け中古住宅購入補助金交付要綱を遵守してください。
- 5 この要綱に違反したときは、この決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

氏 名

電話番号

補助事業中止（廃止）届

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった熊本市移住者及び転居者向け
中古住宅購入補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので届け出ます。

記

- 1 対象となる中古住宅
の所在地(地番) 熊本市 区
- 2 中止（廃止）理由

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

氏 名

電話番号

完了実績報告書兼補助金交付請求書

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった熊本市移住者及び転居者向け中古住宅購入補助金について、補助事業が完了したので、関係書類を添え下記のとおり報告するとともに、補助金を請求します。

記

- 1 対象となる中古住宅
の所在地(地番) 熊本市 区
- 2 交付決定額 金 円
- 3 完了期限 年 月 日
- 4 請求金額 金 円
- 5 口座振込先

金融機関名			
銀 行 金 庫 農 協		本 店	
		支 店	
		出張所	
預 金 種 別	普通・当座・その他	口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義			

- 6 住民基本台帳の情報閲覧に関する同意
- ☐ 私は、第4条第7号の確認のために、熊本市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。
- 7 添付書類
- (1) 中古住宅の売買契約書を複写したもの
- (2) 中古住宅の登記事項証明書（建物の全部事項証明書）。共同住宅等は専有部分のもの。複写も可とする。
- (3) 住民票の写し（中古住宅の所在地へ住所を異動した後のもの。複写でも可とする。ただし、完了実績報告書兼補助金交付請求書で住民基本台帳を閲覧することに同意した場合は要しない。）
- ☐ 熊本市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

- (4) 補助事業に係る費用の支払いが確認できる書類（領収書を複写したもの等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

発第 号
年 月 日

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった熊本市移住者及び転居者向け中古住宅購入補助金については、同補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 対象となる中古住宅
の所在地(地番) 熊本市 区
- 2 交付確定補助金額 金 円

発第 号
年 月 日

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 発第 号で交付決定をした熊本市移住者及び転居者向け中古住宅
購入補助金については、同補助金交付要綱〔 第11条第2項・第16条第1項 〕の規定により下記のとおり
取り消したので、第16条第2項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる中古住宅
の所在地(地番) 熊本市 区
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付決定取消額 金 円
- 4 取消理由

発第 号
年 月 日

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金返還命令書

年 月 日付け 発第 号で取り消した熊本市移住者及び転居者向け中古住宅購入補助金については、同補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 対象となる中古住宅
の所在地(地番) 熊本市 区
- 2 返還額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還理由